

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 会員様向け
生産性向上設備投資促進税制証明書発行について

生産性向上設備投資促進税制の証明書発行につきまして以下の要領にて御願い申し上げますのでよろしく御願い申し上げます。

1.必要書式

様式1，様式2の書式（日鍛工HPよりダウンロード下さい。）に必要事項をご記入頂き、下表の①、②、③を同封して日鍛工事務局まで郵送して下さい。

	書式	記載要領など
①	証明書（様式1）	必要項目の記載、チェック項目のチェックマーク、代表者役職氏名および押印、担当者氏名および連絡先など。
②	チェックリスト（様式2）	製造業者記入欄への記載およびチェック項目へのチェックマーク。裏付け資料、計算書などは各会員にて保管願います。
③	返信用封筒	返信宛先を明記した返信用封筒に切手を貼付したものを同封下さい。（*宛先と切手は必須）

発行依頼書式送付にあたって（注意事項）

証明書の発行依頼につきましては各会員の本社または然るべき部署にておまとめ頂き、任意の方がバラバラに依頼して何をいつ証明したか判らないことにならないように管理して下さい。

2.証明書の返送について

対象機械のチェックリストの証明者チェック欄にて確認し、証明書記載事項に漏れがないことを確認して整理番号記入の上、当工業会代表理事会長印を押印して証明書のみを返送します。なお、チェックリストは当工業会にて保管致します。

3.証明書発行手数料

会員向けは無料といたします。

4. 証明証の証明責任について

当会では申請に基づき証明書を発行しますが、その証明責任は各会員メーカーにありますので、採用する指標の妥当性、指標数値の新旧比較や販売開始時期などの裏付けとなる論理的証明資料は各会員メーカーにて保管してください。当会は書式を常識的にチェックし、添書的に会長印を押しますが、説明を求められた場合は各会員メーカーが関係各位にその正当性をしっかりと説明してください。当会は中継ぎとなります。当会は会員メーカーの証明を信頼して書類を発行しますので、責任を持って慎重にご検討の上申請いただきますようご配慮ください。

5.日鍛工担当

ご質問・審査 事務局長 大堀 哲男 (oohori@j-fma.or.jp)
申請受付 係長 糸川 貢子 (itokawa@j-fma.or.jp)